

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 菊池市長

審査請求人が令和2年9月16日に提起した処分庁による令和2年6月22日付けの審査請求人に対する「過誤納金充当通知書」処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 処分庁は、審査請求人に対し、過誤納金充当処分を行い、審査請求人は、令和2年6月22日に本件処分があったことを知った。
- 2 令和2年9月16日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、過誤納金が発生したのは令和元年9月13日であり、それから約9カ月の間放置し、審査請求人の還付金請求権を侵害したのは、処分庁の不作為であること、充当先の未納市税は平成22年分の国民健康保険税並びに平成23年分の国民健康保険税及び住民税であり、5年経過に伴い既に時効が成立しているため、充当処理が行えないはずであること、処分庁は、当該充当先未納市税に対して時効の中断措置がなされていると主張するが、審査請求人に対して何らの説明もなく一方的に行われた時効中断措置は無効

であることを理由に、本件処分を取り消しを求めている。

2 処分庁の主張

処分庁は、地方税法第17条の2に「納付すべきこととなった地方団体の徴収金があるときは、過誤納金をその地方団体の徴収金に充当しなければならない」と規定されており、過誤納金が発生しても市税がある場合は還付するのではなく、未納市税に対し充当処理をすることとなっている。つまり、未納市税のある審査請求人の場合は、過誤納金の還付請求権がないため請求権の侵害及び行政庁の不作为には当たらないこと、時効の中断事由については、地方税法及び旧民法の規定により、審査請求人の場合、地方税法第18条の2第1項第2号「督促」、旧民法第147条第1項第3号「承認」によって、時効が中断しているため、当該充当先未納市税については、時効の中断が成立しており時効は到来していないこと、時効の中断については、審査請求人への説明を要件とする規定は存在せず、審査請求人に説明なく行われた時効中断措置は有効であること理由に、審査請求人の主張には理由がない旨主張している。

理 由

1 本件過誤納金充当処分について

審査請求人は、自身が過誤納金の還付請求権を有し、その権利を行使させてもらえなかったことをもって、処分庁の不作为に当たる旨主張するが、処分庁が主張するとおり、地方税法第17条の2の規定により、審査請求人は、過誤納金の還付請求権を有しないと解すべきである。

よって、本件処分は、法令に基づき適正に行われていると考える。

2 時効の中断の有効性について

審査請求人は、当該充当先未納市税について、審査請求人へ説明なく行われた時効中断措置は無効であり、反論書にて提出された「延滞金減免申請書」は本税完納後に作成する書類であって時効中断の証拠としては認められないと主張している。

当該「延滞金減免申請書」については、処分庁が主張するとおり、地方税法第18条の2第1項第2号の規定による「督促」、及び平成29年法律第44号改正前の民法第147条第1項第3号の規定による「承認」により、時効が中断したことは証拠書類をもって確認できる。

審査請求人は時効中断事由について知らず、処分庁からの説明が無かったと

主張しているが、時効中断理由について処分庁に説明責任はなく、審査請求人が時効中断事由について知らないことをもって、時効中断を無効とすることは到底できない。

よって、当該時効の中断は有効だと考えられる。

- 3 上記以外の違法性又は不当性についての検討
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないことから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年3月17日

審査庁 菊池市長 江頭 実

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に菊池市を被告として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、審査請求の対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に菊池市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。